

2019年9月9日

航空自衛隊小松基地司令  
門間政仁様

石川県平和運動センター  
代表 南 弘樹  
石川県憲法を守る会  
代表 岩淵 正明  
小松基地爆音訴訟原告団  
団長 出渕 敏夫  
小松能美勤労協連絡会  
代表 長田 孝志  
加賀地区平和運動センター  
議長 市野 晃司  
社会民主党石川県連合  
代表 盛本 芳久  
(各公印省略)

## 申し入れ書

9月16日、航空自衛隊小松基地でF15ジェット戦闘機、空対空ミサイル、銃火器、ブルーインパルスによるアクロバット飛行などを「見せ物」とする「航空祭」が開催されるという。

言うまでもなく、小松基地にある戦闘機や銃火器は武器であり、市民に見せびらかす物では決してない。「爆音」と「墜落の危険性」の増大、「憲法違反の基地」を祭りとして利用することに断固反対し、開催の中止を求める。

私たちは、第1次小松基地爆音訴訟以来、「静かな空を返せ」「違憲な小松基地を撤去せよ」と訴え、そしていま、5次・6次の判決を迎えるとしている。この間、司法は4度にわたり「受忍限度を超える爆音」と国を断罪したが、今もジェット戦闘機は爆音を轟かせながら危険な訓練を繰り返しており、地元住民は日々、身体的、精神的被害に苛まれ、恐怖の日常生活が強いられている。

安倍政権・文科省はいま「愛国主義」を強要し、いまや幼児図鑑に装甲車が「はたらくるま」として掲載され、陸海空自衛隊が6ページも割かれている異常な事態を招いている。これらは、兵器や武器に日頃から慣れさせ、触れ、親しみ、抵抗感をなくすための「宣撫工作」であり、本質的には「航空祭」となんら変わらない。

安倍政権・防衛省による「戦争する国」づくりは、日・米の軍事一体化、軍備増強にとどまらず、近々、中国の内陸部にまで深く侵攻可能な最新鋭ステルス戦闘機の「計器着陸装置ILS」による「試験飛行」さえ小松基地上空で実施しようとしている。これではますます轟音と墜落の危険性は高まり憤りを禁じ得ない。

市民生活を無視し、武器を「人寄せパンダ」のごとく活用した「航空祭」は憲法違反であり、下記事項に誠意を持って対応することを要請する。

### 記

1. 子どもたちに「戦争の武器」を遊具・乗り物のように見せる「航空祭」は中止すること。
2. 耐え難い爆音を発生させるF15戦闘機による訓練飛行は直ちに中止すること。
3. 騒音軽減のための具体的、抜本的な対策を明らかにすること。
4. F35A戦闘機の墜落事故の原因を明らかにすること。また、危険性が増大する試験飛行は中止すること。